別表一(三)の表を次のように改める。

別表一（三）　各事業年度の所得に係る申告書－特定の医療法人の分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	事業種目		※税務署処理欄	
納税地	電話（　）　－	経理責任者 自署押印			
（ふりがな） 法人名		旧納税地及び 旧法人名等			
（ふりがな） 代表者 自署押印		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		
代表者住所					

平成　年　月　日
平成　年　月　日　事業年度分の　申告書

所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）		1	円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額（40）	14	円
法人税額（32）		2			中間納付額（12）－（11）	15	
法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「22」＋別表六(十三)「32」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「15」＋別表六(十八)「16」＋別表六(十九)「22」＋別表六(二十)「13」＋別表六(二十一)「24」＋別表六(二十二)「12」）		3			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	16	外
					計（14）＋（15）＋（16）	17	外
差引法人税額（2）－（3）		4		この申告が修正申告である場合	この申告前の所得金額又は欠損金額	18	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		5			この申告前の課税土地譲渡利益金額	19	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」）	6			この申告前の法人税額	20	
	同上に対する税額（33）＋（34）＋（35）	7			この申告前の還付金	21	外
法人税額計（4）＋（5）＋（7）		8			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（(13)－(20)）若しくは（(13)＋(21)）又は（(21)－(17)）	22	外
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		9			欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」＋（別表七(二)「21」又は別表七(三)「10」））	23	
控除税額（((8)－(9))と(38)のうち少ない金額）		10			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七(一)「5の合計」）	24	
差引所得に対する法人税額（8）－（9）－（10）		11		この申告が修正申告である場合	この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	25	
中間申告分の法人税額		12			この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	26	
差引この申告により納付すべき法人税額（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(15)へ記入）（11）－（12）		13					
法人税額の計算	(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	27	円		(27)の15％相当額	30	円
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額（1）－（27）	28			(28)の19％相当額	31	
	所得金額（1）（27）＋（28）	29			法人税額（30）＋（31）	32	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三(二)「27」）	33	円	土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三(三)「23」）	35	円
	同上（別表三(二の二)「28」）	34					
控除税額の計算	所得税の額（別表六(一)「6の③」）	36	円	決算確定の日	平成　年　月　日		
	外国税額（別表六(二)「16」）	37		中間申告の場合にはその計算期間	平成　年　月　日 平成　年　月　日		
	計（36）＋（37）	38		還付を受けようとする銀行又は郵便局名			
	控除した金額（10）	39					
	控除しきれなかつた金額（38）－（39）	40					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）